

電気通信事業法第38条の2第2項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正（案）

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>目次 第1章～第15章（略）</p> <p>第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 （従量制の網使用料の支払義務） 第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。 ただし、信号伝送機能並びに料金表第1表接続料金第1（網使用料）に規定する加入者交換機能メニュー利用機能、リルーティング通信機能、リダイレクション網使用機能（中継交換機接続ローミング型）、リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続ローミング型）、リダイレクション網使用機能（中継交換機利用ローミング型）、課金秒数送出機能及びPHS制御信号機能については、この限りではありません。 2（略） 3（略）</p> <p>第3節 工事費及び手続費の支払義務 （手続費の支払義務） 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。 （1）～（12）（略）</p> <p>第4節 料金の計算及び支払い</p> | <p>目次 第10章 料金等 第73条の2 <u>接続料金等の実績に基づく精算</u> 第15章 雑則 第93条の2 <u>優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供</u></p> <p>第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 （従量制の網使用料の支払義務） 第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。 ただし、信号伝送機能並びに料金表第1表接続料金第1（網使用料）に規定する加入者交換機能メニュー利用機能、<u>優先接続機能</u>、リルーティング通信機能、リダイレクション網使用機能（中継交換機接続ローミング型）、リダイレクション網使用機能（加入者交換機接続ローミング型）、リダイレクション網使用機能（中継交換機利用ローミング型）、課金秒数送出機能及びPHS制御信号機能については、この限りではありません。 2（略） 3（略）</p> <p>第3節 工事費及び手続費の支払義務 （手続費の支払義務） 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。 （1）～（12）（略） <u>（13）当社が、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の加入者交換機に優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条及び第6条に規定する電気通信番号をいいます。以下、優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号を「優先接続番号」といいます。）の登録を行ったとき</u></p> <p>第4節 料金の計算及び支払い （<u>接続料金等の実績に基づく精算</u>） <u>第73条の2 当社は、料金表第1表第1（網使用料）2-2の表中第3欄に掲げる網使用料及び料金表第2表第2（手続費）2-1の表中第12欄に掲げる手続費について、当該事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下、当年度実績といいます。）を把握したときは、当該網使用料及び当該手続費と、当年度実績によって算定した精算のための網使用料及び手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。</u></p> |

第15章 雑則

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第94条 (略)

- 2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用します。
- 3 前条第1項(ただし、第2号の規定における氏名及び第3号の規定は除きます。)、第2項、第4項及び第5項の規定は、協定事業者がお客様情報照会書により情報の提供を求める場合に準用します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|------------|-----|
| (1)～(8)(略) | (略) |

第15章 雑則

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第93条の2 当社は、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の契約者から、優先接続番号の指定があった場合(変更及び廃止を含みます。)には、第1号から第3号の場合に限り、第4号に規定する当該契約者の情報を優先接続機能の提供を受ける協定事業者に提供します。

- (1) 協定事業者は、提供された契約者情報を利用者からの故障の問い合わせ等に迅速に対応する目的又は不要な利用者料金の支払いを防止する目的に限り使用し、営業活動に使用しないこと。
- (2) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令を遵守すること。
- (3) 情報提供にあたり、契約者から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応すること(この場合において、当社は責任を負いません。)

(4) 提供する情報

- ア 契約者回線番号等(追加番号を除きます。)
- イ 契約者氏名
- ウ 申込者連絡先電話番号、氏名及び住所
- エ 通話区分
- オ 優先接続の区分
- カ 登録工事実施日(予定日を含みます。)
- キ 廃止工事実施日

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第94条 (略)

- 2 第93条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第4項及び第5項の規定は、前項の場合に準用します。
- 3 第93条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項(ただし、第2号の規定における氏名及び第3号の規定は除きます。)、第2項、第4項及び第5項の規定は、協定事業者がお客様情報照会書により情報の提供を求める場合に準用します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|----------------------|---|
| (1)～(8)(略) | (略) |
| (8)-3 優先接続機能に係る料金の適用 | 優先接続機能に係る料金については、当該機能を利用して接続する協定事業者のうち、優先接続番号を有する協定事業者が支払うものとします。 |

2 料金額

2 - 2 端末系交換機能

| 区 分 | | 単 位 | 料金額 | 備 考 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| (1)・(2) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (3) 加入者 交換機機 能メニュ ー利用機 能 | (略) | (略) | (略) | (略) |

2 料金額

2 - 2 端末系交換機能

| 区 分 | | 単 位 | 料金額 | 備 考 |
|--------------------------------------|--|---------|----------|-----|
| (1) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (2) 加入者 交換機機 能メニュ ー利用機 能 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (3) 優先接続 機能 | 当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別する機能 | 1 通信ごとに | 0.0399 円 | — |

印の下線部分は、西相制第134号で認可申請中です。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|-----|
| (1)～(3) (略) | (略) |

2 手続費の額

2 - 1 手続費

| 区 分 | 単 位 | 手続費の額 | 備 考 |
|--------------|-----|-------|-----|
| (1)～(11) (略) | (略) | (略) | (略) |

別表3 様式

様式第8 (第11条第2項関係)

事前調査申込書

協議事項に関する具体的内容

| |
|-----------|
| 1.～8. (略) |
| 9. (略) |

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|------------------|---|
| (1)～(3) (略) | (略) |
| (4) 優先接続受付手続費の適用 | 2 (手続費の額) 2 - 1の表中第12欄に掲げる手続費については、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する通話区分ごとに、優先接続の区分及び優先接続番号を変更 (登録を含みます。以下、この欄と2 (手続費の額) 2 - 1の表中第12欄において同じとします。) したものを1変更として、変更後の優先接続番号を有する協定事業者がその支払いを要します。 |

2 手続費の額

2 - 1 手続費

| 区 分 | 単 位 | 手続費の額 | 備 考 |
|----------------|---------------|--------|------|
| (1)～(11) (略) | (略) | (略) | (略) |
| (12) 優先接続受付手続費 | 優先接続の受付に要する費用 | 1変更ごとに | 131円 |

別表3 様式

様式第8 (第11条第2項関係)

事前調査申込書

協議事項に関する具体的内容

| | | | |
|--|------|--------|--------|
| 1.～8. (略) | | | |
| 9. 事業者識別番号及びその種別 | | | |
| 事業者識別番号 | () | () | () |
| 国内基本かつ国内付加サービス共用 | | | |
| 国内付加かつ国際付加サービス共用 | | | |
| 国内基本かつ国際基本サービス共用 | | | |
| 国際基本サービス専用 | | | |
| 事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに 印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に 印を記入。 | | | |
| 10. 優先接続機能 | | | |
| 優先接続機能の利用 | 有 | 無 | |
| 通話区分 | 市内通話 | 県内市外通話 | 県間市外通話 |
| 優先接続番号 | | | |
| 提供区域 | | | |
| 11. (略) | | | |

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、第65条（従量制の網使用料の支払義務）、第73条の2（接続料金等の実績に基づく精算）、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）の表中第8 - 3欄及び2（料金額）2 - 2（端末系交換機能）の表中第3欄の規定並びに優先接続に係る技術的条件集の規定については、平成13年5月1日から実施します。

(優先接続受付手続費に関する特例措置)

2 当社は、料金表第2表第2（手続費）1（適用）の表中第4欄及び2（手続費の額）2 - 1の表中第12欄の規定にかかわらず、優先接続受付手続費については、平成13年10月31日までの間は次のとおりとします。

電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する通話区分ごとに、優先接続の区分及び優先接続番号を指定したものを1指定として、当社の加入者交換機に優先接続番号を登録した協定事業者ごとの平成13年10月31日時点の優先接続指定件数（ただし、優先接続の区分として電話会社選択が指定され、通話区分が市内通話であり、優先接続番号として当社の事業者識別番号が指定されている件数を除きます。）により按分して算定します。

| 区 分 | | 手続費の額 | 備 考 |
|-----------|---------------|-------|-----|
| 優先接続受付手続費 | 優先接続の受付に要する費用 | 実費 | ―― |

(優先接続に係る工事費に関する特例措置)

3 当社は、平成12年8月1日までに優先接続機能に係る接続申込みを受け付けた協定事業者に限り、料金表第2表第1（工事費）2 - 2の表中第1欄の規定にかかわらず、下表を適用します。

| 区 分 | | 単 位 | 工事費の額 | 備 考 |
|--------------|--|--------------------------|-------|-----|
| 優先接続番号等登録工事費 | 当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の事業者識別番号を加入者交換機に登録する工事に要する費用 | 1加入者交換機に1事業者識別番号を登録することに | 278円 | ―― |